

苫小牧工業高等専門学校に勤務する教職員の 労働時間等に関する規程

規則第27号

制 定 平成4年5月1日

一部改正 平成6年9月1日

一部改正 平成14年2月28日

一部改正 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の所定労働時間、始業・終業の時刻、休憩時間、休日及び休暇（以下「労働時間等」という。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「教職員の労働時間等に関する規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員の労働時間、休暇等に関する規則、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する細則及びその他の法令等の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、教職員の労働時間等に関し必要な事項を定め、教職員に対する適正な労働条件を確保し、労働能率の発揮及び増進を図り、業務を円滑に実施することを目的とする。

(労働時間等)

第3条 教員（校長を除く。）及び技術職員の休憩時間は、教職員の労働時間等に関する規則第5条及び独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が有する権限の一部委任に関する規則（以下「権限委任規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、午後0時から午後0時45分までとする。

2 業務上の必要がある場合には、教職員の労働時間等に関する規則及び前項の規定にかかわらず、校長は、教職員の労働時間等に関する規則第3条第3項及び権限委任規則第2条第3項の規定に基づき、労働時間等の割振り等をその都度定めるものとする。

(非常勤教職員の労働時間等)

第4条 日日雇用教職員の労働時間等の割振り等については、教職員に準じて取り扱うものとする。

2 時間雇用教職員の労働時間等の割振り等については、その都度定めるものとする。

(変形労働時間制)

第5条 教職員の労働時間等に関する規則第14条の規定に基づき、校長が別途定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、苫小牧工業高等専門学校職員の勤務時間及び休憩・休息時間に関する規程（昭和52年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。